

議案第 2 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について、次のように定める。

平成24年10月17日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
別表中

沖縄県立那覇特別支援学校	那覇市寄宮	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科

を

沖縄県立那覇特別支援学校	那覇市寄宮	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科
沖縄整肢療護園分教室	那覇市古波蔵	肢体不自由	小学部	6年	
			中学部	3年	
			高等部	3年	普通科

に改める。

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 平成 24 年 9 月 10 日に社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会より、若夏愛育園第 2 病棟及び沖縄整肢療護園本館の改築に伴う一時移転による特別支援教育の確保について要請があった。現在、沖縄整肢療護園に入園、通園し、隣接する県立那覇特別支援学校に通学している児童生徒が 43 名在籍しており、施設の一時移転に伴い、通学が困難な状況が発生することが判明した。
- (2) そこで、これまでの教育課程を保障するため、一時移転先施設内に沖縄県立那覇特別支援学校の分教室を設置し、それに伴い沖縄県立特別支援学校管理規則の一部改正を行う必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 沖縄県立特別支援学校管理規則第 3 条別表において、名称、位置、障害種、部、学科、修業年限を新たに挿入する改正を行う。
- (2) この規則は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。(附則)

4 根拠法令

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号） 第 73 条

5 関係各課との調整

総務私学課及び総務課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改 正 案

現 行

(名称、位置、修業年限等)
 第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるところによる。

(名称、位置、修業年限等)
 第3条 学校の名称、位置、障害の種類、部、科、修業年限及び学科は、別表に定めるところによる。

別表 (第3条関係)

別表 (第3条関係)

名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科
沖縄県立那覇特別支援学校	那覇市寄宮	肢体不自由	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科
沖縄整肢療護園分教室	那覇市古波蔵	肢体不自由	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科

名称	位置	障害の種類	部	科	修業年限	学科
沖縄県立那覇特別支援学校	那覇市寄宮	肢体不自由	小学部		6年	
			中学部		3年	
			高等部		3年	普通科